

1 基本報酬及び加算・減算の算定について

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

区分	現行	R6.4～	R6.6～	備考
基本報酬				
1 週あたりの標準的な回数を定める場合				
週1回程度（事業対象者・要支援1）	1,176単位	1,176単位	1,176単位	変更なし
（日割）	39単位	39単位	39単位	
週2回程度（事業対象者・要支援2）	2,349単位	2,349単位	2,349単位	
（日割）	77単位	77単位	77単位	
週2回以上（事業対象者・要支援2）	3,727単位	3,727単位	3,727単位	変更なし
（日割）	123単位	123単位	123単位	
1月あたりの回数を定める場合				
標準的な内容の訪問型サービスである場合(※1)	-	287単位	287単位	新設
生活援助が中心である場合(※2)	-	-	-	
所要時間が20分以上45分未満の場合	-	179単位	179単位	
所要時間が45分以上の場合	-	220単位	220単位	
短時間の身体介護が中心である場合(※3)	-	163単位	163単位	
加算・減算				
加算				
初回加算（1月につき）	200単位	200単位	200単位	変更なし
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位	100単位	100単位	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位	200単位	200単位	
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	-	50単位	50単位	新設
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100	10/100	10/100	変更なし
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	5/100	5/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	137/1000	137/1000	廃止	変更あり
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	100/1000	100/1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	55/1000	55/1000		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	63/1000	63/1000		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	42/1000	42/1000		
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	24/1000	24/1000		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	-	-	245/1000	新設
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	-	-	224/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	-	-	182/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	-	-	145/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき） （令和7年3月31日までの間）	-	-	221～76/1000	
減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算(※4)	-	-1/100	-1/100	新設
業務継続計画未実施減算(※5) （令和7年4月1日より適用）	-	-1/100	-1/100	
同一建物減算 （事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合）	90/100	85～90/100	85～90/100	変更あり

(※1) 上限を超過しない範囲で算定

(※2) 単身世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族の障害・疾病等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心であるサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で算定する。

- (※3) 身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のために介助及び専門的な援助をいう。）が中心であるサービスを行った場合に算定する。
- (※4) 以下の基準に適しない場合に算定することとする。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- (※5) 以下の措置を講じていない場合に算定することとする。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(2) 介護予防通所介護相当サービス

区分	現行	R6.4～	R6.6～	備考
基本報酬				
1週あたりの標準的な回数を定める場合				
週1回程度（事業対象者・要支援1）	1,672単位	1,798単位	1,798単位	変更あり
（日割）	55単位	59単位	59単位	
週2回程度（事業対象者・要支援2）	3,428単位	3,621単位	3,621単位	
（日割）	113単位	119単位	119単位	
1月あたりの回数を定める場合				
4回まで（事業対象者・要支援1）	384単位	436単位	436単位	変更あり
8回まで（事業対象者・要支援2）	395単位	447単位	447単位	
加算・減算				
加算				
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位	100単位	100単位	変更なし
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位	240単位	240単位	
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位	50単位	50単位	
栄養改善加算（1月につき）	200単位	200単位	200単位	
運動器機能向上加算（1月につき）	225単位	廃止	廃止	廃止
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位	150単位	150単位	変更なし
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位	160単位	160単位	
一体的サービス提供加算（1月につき）	-	480単位	480単位	新設
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位又は176単位	88単位又は176単位	88単位又は176単位	変更なし
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位又は144単位	72単位又は144単位	72単位又は144単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位又は48単位	24単位又は48単位	24単位又は48単位	
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき、3月に1回を限度）	100単位	100単位	100単位	変更なし
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位	200単位	200単位	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （1月につき、6月に1回を限度）	20単位	20単位	20単位	変更なし
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （1月につき、6月に2回を限度）	5単位	5単位	5単位	
事業所評価加算	120単位	廃止	廃止	廃止
科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	変更なし
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	5/100	5/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	59/1000	59/1000	廃止	変更あり
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	43/1000	43/1000	廃止	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	23/1000	23/1000	廃止	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	12/1000	12/1000	廃止	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	10/1000	10/1000	廃止	新設
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	11/1000	11/1000	廃止	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	-	-	92/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	-	-	90/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	-	-	80/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	-	-	64/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき） （令和7年3月31日までの間）	-	-	81～33/1000	
減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算（※1）	-	-1/100	-1/100	新設
業務継続計画未実施減算（※2） （令和7年4月1日より適用）	-	-1/100	-1/100	
同一建物減算 （事業所と同一建物に居住する者又は同一建物からサービスを行う場合）	-376単位又は -752単位	-94単位、-376単位 又は-752単位	-94単位、-376単位 又は-752単位	変更あり
利用者の数が利用定員を超える場合	70/100	70/100	70/100	変更なし
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100	70/100	70/100	
事業所が送迎を行わない場合（1回につき、片道あたり）	-	-47単位	-47単位	新設

- (※1) 以下の基準に適しない場合に算定することとする。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- (※2) 以下の措置を講じていない場合に算定することとする。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

区分	現行	R6.4～	R6.6～	備考
基本報酬				
1週あたりの標準的な回数を定める場合				
週1回程度（事業対象者・要支援1）	1,337単位	1,438単位	1,438単位	変更あり
（日割）	44単位	47単位	47単位	
週2回程度（事業対象者・要支援2）	2,742単位	2,896単位	2,896単位	
（日割）	91単位	96単位	96単位	
1月あたりの回数を定める場合				
4回まで（事業対象者・要支援1）	-	348単位	348単位	新設
8回まで（事業対象者・要支援2）	-	357単位	357単位	
減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算(※1)	-	-1/100	-1/100	新設
業務継続計画未実施減算(※2) (令和7年4月1日より適用)	-	-1/100	-1/100	
事業所が送迎を行わない場合（1回につき、片道あたり）	-	-20単位	-20単位	

- (※1) 以下の基準に適しない場合に算定することとする。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- (※2) 以下の措置を講じていない場合に算定することとする。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 短期集中予防サービス（通所型サービスC）

区分	現行	R6.4～	R6.6～	備考
基本報酬				
送迎あり（1回につき）	380単位	410単位	410単位	変更あり
送迎なし（1回につき）	360単位	廃止	廃止	廃止
減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算(※1)	-	-1/100	-1/100	新設
業務継続計画未実施減算(※2) (令和7年4月1日より適用)	-	-1/100	-1/100	
事業所が送迎を行わない場合（1回につき、片道あたり）	-	-20単位	-20単位	

- (※1) 以下の基準に適しない場合に算定することとする。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- (※2) 以下の措置を講じていない場合に算定することとする。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(5) 介護予防ケアマネジメント

区分	現行	R6.4～	備考
基本サービス費			
介護予防ケアマネジメントA	438単位	442単位	変更あり
介護予防ケアマネジメントB	219単位	221単位	
介護予防ケアマネジメントC	438単位	442単位	
加算			
初回加算	300単位	300単位	変更なし
委託連携加算	300単位	300単位	
減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算(※1)	-	-1/100	新設
業務継続計画未実施減算(※2) (令和7年4月1日より適用)	-	-1/100	

- (※1) 以下の基準に適しない場合に算定することとする。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- (※2) 以下の措置を講じていない場合に算定することとする。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

2 基準等の改定事項

- (1) 高齢者虐待防止の推進及び未措置事業所に対する減算の導入（全サービス）
- (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（全サービス）
- (3) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬見直し（介護予防訪問介護相当サービス）
- (4) 口腔管理に係る連携の強化（介護予防訪問介護相当サービス）
- (5) 介護職員の処遇改善加算の1本化及び加算率の引き上げ（令和6年6月より）（介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス）
- (6) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化（全サービス）
- (7) 身体拘束などの適正化

(8) 書面掲示規制の見直し (重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公開)

※詳細は厚生労働省からの通知を御確認ください。

3 その他

(1) 厚生労働省 ホームページ (令和6年度介護報酬改定に関する全体ページ)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(2) 厚生労働省 ホームページ (総合事業に関する通知)

・「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第84号)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227815.pdf>

・「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228043.pdf>

・「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228042.pdf>

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227974.pdf>

・「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227977.pdf>